

財 産 処 分 等

**Q. 宗教法人法 23 条で規定されている「財産処分等」はどのようなものですか。
また、不動産の購入は「財産処分等」に該当しますか。**

宗教法人法第 23 条では、宗教法人（包括宗教法人を除く）の財産処分等として、以下のような行為が掲げられており、これを行おうとするときには、規則で定めるところによるほか、その行為の一月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告するよう規定しています。

（1）不動産又は財産目録に掲げる宝物の処分、又は担保に供すること

宗教法人法第 23 条にいう「不動産の処分」とは、土地建物などの、売却、交換、贈与、地上権又は地役権の設定等が該当すると考えられます。ただし、宗教法人が新たに不動産を取得する場合は、「不動産の処分」に該当しません。

不動産を担保として抵当権等を設定する場合も、不動産の処分と同様に、宗教法人法第 23 条の手続きが必要となります。

（2）借入又は保証

銀行などからの借入。（当該年度内の収入で償還する一時の借入は除きます。）

保証とは、第三者の債務に対して宗教法人が保証人になることをいいます。

（大教会の借入（債務）を部内教会が保証する、その逆の場合も該当します。）

（3）主要な境内建物の新築等

教会の神殿や教職舎などの境内建物は宗教法人にとって宗教活動の基盤であり、重要な不動産であるため、その現状を変更（新築、改築、移築、除却又は著しい模様替え）することに対して、宗教法人法では、不動産等の処分と同様の手続きを行うことと規定しています。

（4）境内地の著しい模様替え

（5）主要な境内建物又は境内地の用途を変更、または宗教以外の目的に供すること

新たに土地建物を取得する場合における公告については、昭和 26 年 3 月 22 日及び 23 日の宗教法人法案審議における説明ならびに質疑応答（衆議院）において、宗教法人法第 23 条においては規定していないとの回答がなされています。

答弁の内容については、国立国会図書館 HP 国会会議録検索システムより検索が可能です。

公 告 の 流 れ

責任役員全員及び直属教会代表役員の同意、天理教代表役員の承認



公告開始

3月1日 公告開始日
3月2日 公告開始起算日
↓ (掲示期間 10 日間)
3月11日 公告期間満了日
3月12日 公告を取り外す
↓
3月12日～ 据置期間開始
↓ (据置期間 1 か月)
4月11日 据置期間終了日
4月12日 行為開始日



財産処分等実行

- ・公告の最初の日と最後の日は日数に入らないため実質的には12日掲示すること。(公告の際には、公告証明書を作成し、信者・利害関係人2、3名の署名捺印してもらう。信者等が公告を見ている現場の写真を撮っておく。)
- ・公告を怠った場合、10万円以下の過料が科される可能性がある。

法人実務研修会報告

開催状況(令和3年より)

(教区) 宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川 兵庫 長野 北海道
北海道空知支部 島根 奈良 山梨 滋賀 (計19教区1支部)

(直属) 佐野原 牛込 島ヶ原 鹿島 南 網干 治道 東海 府内 (計9直属)

○研修内容 「宗教法人の基礎」「備付・提出書類」「吸収合併」「最近の行政の動き」等
開催を検討している教区、直属は内容や日時などお気軽にご相談下さい。

【法律専門相談室のご案内】

教会が主体となる各種トラブル(不動産や近隣関係等)のご相談を承ります。相談は無料です。
お気軽にお問合せ下さい。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 山浦 美卯 先生 別城 尚人 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157

FAX 番号 0743-63-3804